

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(1)

## ○ 【改正後】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（案）（平成17年霧島市条例第24号）〔抜粋〕

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うために、市に、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下第7条第1号及び第3号において「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下第7条第2号及び第3号において「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (3) 霧島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年霧島市条例第〇号。以下第5号並びに第7条第2号及び第3号において「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (4) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年霧島市条例第〇号）第8条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (6) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(2)

## 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する調査審議を行うこと（第1号～第3号）。

- 行政不服審査法に基づく審査請求に関する調査審議は、これまでも霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が担ってきた役割である。
- 審査会に対し諮問を行う旨を定めている規定は、以下のとおりである。
  - (1) 実施機関（議会を含む。）に対して行った公文書開示請求に対する開示決定等又は当該開示請求に係る不作為についての審査請求の場合
    - 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第17条
  - (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。）に対して行った保有個人情報開示請求に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は当該開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合
    - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項
  - (3) 議会に対して行った保有個人情報開示請求に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は当該開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合
    - 霧島市議会の個人情報の保護に関する法律施行条例（案）（令和4年霧島市条例第〇号。以下「霧島市議会個人情報保護条例」）第45条第1項

※ 「個人情報保護法律」の条文番号は、全て改正後のものである。

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(3)

## 2 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに行われる諮問に応じて、意見を述べること（第4号・第5号）。

- 個人情報保護法第129条では、以下のとおり規定されている。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

※ 「第3章第3節の施策」とは、「第3節 地方公共団体の施策」における「第12条 地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護」「第13条 区域内の事業者等への支援」及び「第14条 苦情の処理のあっせん等」のこと。

- 当該規定に基づき、霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）（令和4年霧島市条例第〇号）では、以下のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、本審査会に諮問することができる旨を定めている。
  - (1) この条例（注：「霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」のこと）の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 法第66条第1項の規定（注：「安全管理措置」に関する規定）に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
  - (3) 前2号のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- なお、霧島市市議会個人情報保護条例においても、上記のような具体的な事項を明記してはいないが、以下のとおり、同趣旨の規定を定めている。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

※ 「個人情報保護法律」の条文番号は、全て改正後のものである。

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(4)

## 3 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問に応じて、意見を述べること(第6号)。

- 本規定は、他の規定(第1号～第5号及び第7号)とは異なり、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報。以下同じ。)に関わる規定である。
- 「特定個人情報保護評価」(以下「評価」という。)とは、特定個人情報ファイル(「個人情報を含む情報の集合物」であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したもののこと)を保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら宣言するものである。
- この評価は、「① 基礎項目評価」「② 重点項目評価」「③ 全項目評価」という3種類の仕組みから構成されており、評価を行う機関は、その個人番号を取り扱う事務ごとに、次の3つの指標に基づき、上記①～③のいずれの評価を行うかを決定する(「しきい値判断」)。
  - a 対象人数(当該事務において保有する特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数)
  - b 当該事務に従事する者の数(特定個人情報ファイルを取り扱う委託業者の従業者を含む。以下「取扱者数」という。)
  - c 同一機関内での特定個人情報に係る重大事故の発生の有無
- 上記①～③のうち、「③ 全項目評価」について、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定に基づき、地方公共団体等においては、全項目評価書を作成等した後に、当該団体等が条例等に基づき設置している個人情報保護審査会等による「第三者点検」を受けるものとされていることから、本市においては、審査会が、この「第三者点検」を実施するということを確認的に定めるものである。
- なお、本市においては、全項目評価を行う必要がある事務が存在しないことから、基礎項目評価及び重点項目評価のみを行っている。

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(4)

## ○ 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)[抜粋]

(地方公共団体等による評価)

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル(第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第14条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないとき(当該特定個人情報ファイルが、第14条第3項の規定により準用する同条第1項の規定による修正前においては、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号に該当していた場合に限る。)は、地方公共団体等は、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 略

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5・6 略

# 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について(5)

## 4 実施機関等の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと（第7号）。

○ 現在のところ、本規定に基づいて、審査会に諮問をする可能性がある事項としては、以下のものがある。

- (1) 「霧島市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程」（平成17年霧島市訓令第62号）第7条第4項の規定に基づく場合。

（セキュリティ会議）

第7条 略

2 略

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見直し
- (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの障害及び停止の原因並びに対応策
- (4) 監査方法
- (5) 教育及び研修
- (6) その他市長がセキュリティの確保上必要と認める事項

4 議長は、前項のうち重要と認められる事項を審議するときは、霧島市個人情報保護条例(平成17年霧島市条例第11号)第47条に規定する霧島市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

5・6 略